



かけがえのない地域資産 「国分寺崖線」 がいせん

～まちづくり条例誕生のプロローグ～



1 国分寺崖線の「緑」と「湧水」

国分寺崖線は、太古の昔、多摩川が武蔵野台地を浸食することにより誕生した延長30kmにも及ぶ「斜面地」である。

国分寺崖線と人間とのかかわりは深く、飛鳥時代には、多摩川の水利等の理由から府中に国府が置かれ、奈良時代には、武蔵国の国分寺や国分尼寺が設けられた。



史跡武蔵国分寺

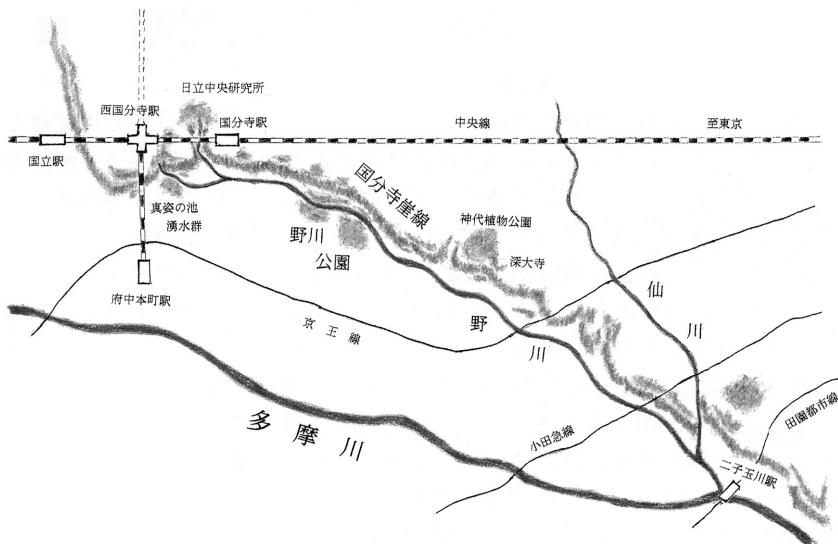
その後、江戸時代には、崖線の森から薪^{まき}や炭木をとり、湧水が作り出した野川の水を生活用水や農業用水として利用するなど、国分寺崖線は、地域の農業振興に大きな役割を果たしてきた。特に野川の流域では、江戸への食料を配給するため、多くの水車等が設けられ、独特の田園景観を醸し出した。

このように、崖線の緑や地形、湧水、さらに野川の水環境が流域に与えた恩恵は大きく、これらは、流域の人々の生活を豊かにするとともに、緑と水を活かした多様な地域文化を創出してきた。

明治以降になると、鉄道や道路の整備と、これに合わせた住宅地開発が進行した。特に昭和30年代からの急速な宅地開発は、貴重な崖線の緑の喪失や地形の改変を招いた。その結果、緑地景観の分断や喪失、湧水の枯渇や河川の汚濁が進み、豊かな地域環境は著しく後退した時期もあった。

しかし、近年、国分寺崖線沿いの区市においては、緑や湧水を市街地の貴重な自然と位置づけ、都市緑地の保全、美しい景観の形成、親水性のある地域整備などの観点から、多様なまちづくりが展開されつつある。また、国分寺崖線の保全と回復をテーマにした多くの市民団体、NPO団体の活動も盛んであり、市民と行政が連携した多面的なまちづくりも行われている。

【図1-1】国分寺崖線地域図



国分寺市では、史跡武蔵国分寺と国分尼寺の史跡公園化が行われており、崖線の緑を眺望する絶好な視点場になっている。また、湧水を活かした姿見の池、真姿の池やお鷹の道なども整備され、貴重な地域資源として市民や来訪者に親しまれている。

小金井市では、崖線（ハケ）の道が整備され、中心市街地から武蔵野公園などに誘う遊歩道が整備された。

三鷹市では、かつて地域の農業振興に貢献した水車やわさび田などの保全が行われ、調布市では、深大寺地域において、歴史的環境の中、粉食文化を今に伝える「そば」が定着し、貴重な地域資源となっている。

世田谷区では、次太夫堀公園等での野川の水を取り込んだ用水の復活や水田、井戸、古民家の保全整備による近世の農村風景の再生、岡本静嘉堂緑地や等々力溪谷等の樹林保全など多様な取組みが展開されている。

2 国分寺崖線景観基本軸による景観づくり

東京都は、国分寺崖線に配慮した景観づくりに取り組むため、東京都景観条例（平成9年12月24日公布）に基づき、平成13年6月1日に国分寺崖線沿



「行政力」を高める まちづくり条例の仕組み

～自治体権限を拡大する分権型まちづくりの制度設計～



1 「行政力」とまちづくり条例

Keywords

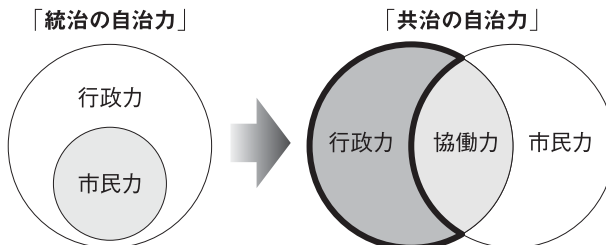
◆自治体権限の拡充 ◆自己決定・自己責任

(1) 「行政力」——自治体権限を拡充する仕組みとルール構築

「行政力」とは、自治体が、地域を総合的に運営管理する主体として、地域が抱える課題や地域のビジョンを見定め、その課題の解決やビジョンの確立に向けた政策を立案し、それらを実施することにより、市民の付託にこたえられる政策的総合力であると考えたい。つまり、①将来像を見定める力、②政策立案能力、③政策実施能力の総体を「行政力」ととらえることもできる。

そのためには、行政自らが足腰を鍛えて「行政力」を高めること、もうひとつは、市民や企業と連携・協力して、地域を運営管理する「協働力」を磨くことの2つが必要である。こうした「行政力」「協働力」を高めるためには、全国共通の「法令」というナショナル・ルールの活用だけでは不十分であり、地域を自ら治めるという決意を込めた「条例」というローカル・ルールを構築することが不可欠である。そのうえで、「ナショナル・ルール」と「ローカル・ルール」をどう政策的に連携させるかが重要になる。

【図4-1】「自治力」の概念図

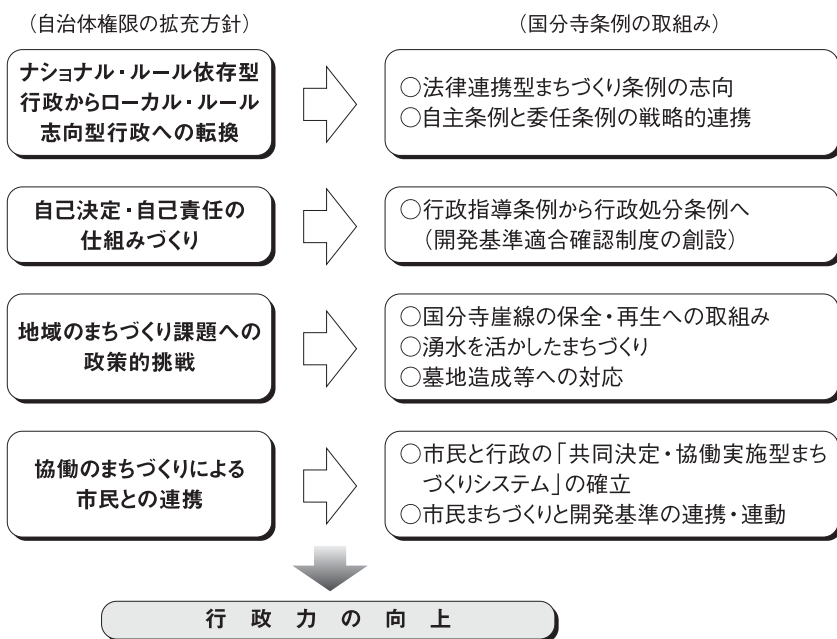


この行政力を高めるひとつの道具がまちづくり条例であり、まちづくり条例という道具箱に、どのような道具を揃え、それをどう使うかは行政、市民、議会の志によるところが大きい。そして、まちづくり条例という自治システムの制定を通して、行政自らの権限と責任をどう規定していくかが行政力の高低につながることになる。

(2) 国分寺条例の取組み

国分寺条例では、自治権の拡充、参加と協働のまちづくりの推進という基本構想の理念に基づいて、市の行政能力の向上を図るため、図4-2に掲げる4つの方針を基礎に、これを実現するための方策を規定している。これらの内容については、後段で順次述べる。

【図4-2】まちづくりにおける自治体権限を拡充する方策





「市民力」を高める まちづくり条例の仕組み

～市民が力を発揮するための仕組み（ツール）と約束（ルール）を整える～



1 「市民力」とまちづくり条例

Keywords

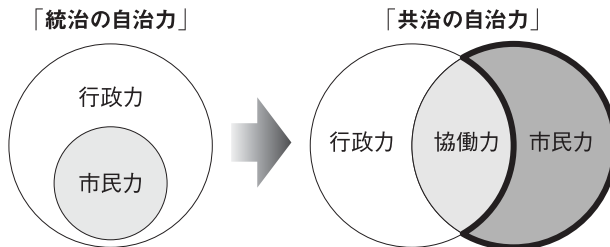
- ◆市民まちづくりを「促す」「実を結ぶ」「支援する」仕組み
- ◆市民参加から市民主体へ

(1) 「市民力」——市民が力を発揮できる仕組みづくり

まちづくりにおける「市民力」とは、市民と行政の適正な連携・協力・役割分担のもと、市民が自立して、地域環境の改善に主体的に取り組む総体力であるとする。行政が地域を統治して、行政の力を確保するために市民の力を借りるような行政力に包括された市民力であってはならない。そのためには、市民が自立してまちづくりに取り組める「市民まちづくり」の仕組みとルールを条例で保障することが重要である。

こうした市民まちづくりの蓄積が「市民力」を高めることになるが、特にまちづくり条例においては、市民まちづくりを「促す仕組み」「実を結ぶ仕組み」「支援する仕組み」の3つを整えることが重要である。これまでのまちづくり条例は「実を結ぶ仕組み」が脆弱^{ぜいじやく}であり、市民が提案した計画が、どのように決定され、実施に移されるかの手順・手続が不透明であった。

【図5-1】「自治力」の概念図



豊中市 職員を育てる「まちづくり支援」

豊中市は、「市民主体のまちづくり」「みんなの計画、役所の支援」との合言葉のもと、「まちづくり条例」（平成5年1月1日施行）により、市民の初動期におけるまちづくりを多面的に支援している。その一端を紹介する。

まちづくり支援チームは、市職員で構成するプロジェクトチームである。その目的は「市民の初動期まちづくりに行政が参加することにより信用力を高めること」「コンサルタント派遣制度、アドバイザー派遣制度の予算不足を職員派遣により補うこと」、そして何よりも「職員の人材育成」である。支援チームには2つあって、ひとつは、専門セクションから選抜して、まちづくり活動を多面的に支援して所属へのフィードバックを行うもの。もうひとつは、市民活動に入っていける市民感覚型職員を育成するもので、所属に関係なく選抜。平成16年度は、20人が所属の仕事とまちづくり支援の二足のわらじを履いて、まちづくりを横断的に調整している。その成果は、平成15年度において、派遣地区9地区、延べ派遣回数191回という数字が物語っている。

また、まちづくり協議会等を対象に年度単位で継続的に専門家を派遣する「まちづくりコンサルタント派遣制度」、まちづくりのテーマごとにスポットで専門家を派遣する「まちづくりアドバイザー派遣制度」、まちづくり協議会が行う広報活動、研修活動、調査研究活動等に対して支援する「まちづくり活動助成制度」等がある。

行政は、市民・地域に入ることが不慣れなため、小さなまちづくりの輪を自ら大きくすることに臆病である。場合によっては、まちづくりの立ち上げに取り組む市民をうがった見方でみる場合さえある。豊中市の取組みは、こうした行政感覚を自戒し、市民まちづくりの小さな芽を育てる努力が、市民が主役のまちづくりを支える基本であることを教えているようである。

豊中市におけるまちづくり支援の全体像

